

## 京都府広報監まゆまろのデザイン使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府広報監まゆまろ(以下「まゆまろ」という。)のデザインの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用承認申請等)

第2条 まゆまろのデザインを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめまゆまろのデザイン使用申請書(別記第1号様式)を、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の申請に要する費用は、申請者が負担するものとする。
- 3 前二項の規程にかかわらず、デザインの利用が、著作権法に定める著作権の制限に該当する場合は、この限りでない。

(使用の承認)

第3条 知事は、前条の規定による申請があった場合には、申請の内容を審査し、次の各号のいずれかに該当するときは除き、使用を承認するものとする。

- (1) 京都府(以下「府」という。)の品位を傷付け、又は傷付けるおそれのあるとき。
  - (2) まゆまろのデザインを第5条に規定する項目に基づき使用せず、又は使用しないおそれのあるとき。
  - (3) 府の事業又は府が認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがある場合
  - (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
  - (5) 特定の個人、団体、法人、政党、思想又は宗教団体の活動や商品等を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。ただし、あらかじめ府と協議し、承認を得たものは除く。
  - (6) 消費者や利用者の利益を害すると認められるとき。
  - (7) 立体化して使用するとき。ただし、あらかじめ府と協議し、許諾を得たものは除く。
  - (8) その他知事が不適切であると判断したとき。
- 2 前項に規定する承認は、まゆまろのデザイン使用(変更)承認通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。
  - 3 使用承認期間は、承認日の属する年度の末日までとし、必要に応じて使用期間を短縮することができる。
  - 4 前項の使用期間終了後、引き続き使用を希望する者は、再度まゆまろのデザイン使用承認申請書の提出を要する。

(使用許諾料)

第4条 まゆまろのデザイン使用許諾料は、次のとおりとする。

区分	使用料
商品として販売するもの	販売価格(消費税賦課前)×予定生産数×3%
上記以外でまゆまろのデザイン使用許諾料の算定が困難な場合	別途協議の上で決定した額

- 2 前項の規定にかかわらず、まゆまろの認知度向上のため別に定める期間、使用許諾料を無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 第3条の規定による使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 承認された内容にのみ使用し、知事が指示する使用条件に従うこと。
- ② 第3条の承認を受けた者は、まゆまろのデザインを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- ③ 定められた色、形状等を正しく使用すること。
- ④ まゆまろのデザインのイメージを損なう使用をしないこと。
- ⑤ 期間を遵守すること。
- ⑥ 原則として、まゆまろのデザインに近接して『©京都府 まゆまろ 承認番号』と表記すること。

(完成品の提出)

第6条 使用者は、承認に係る物品等の完成品(完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真など外観がわかるもの)を当該物品等の完成後速やかに知事に提出しなければならない。

(承認内容の変更)

第7条 使用者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、まゆまろの使用承認変更申請書(別記第3号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項に規定する承認は、まゆまろのデザイン使用(変更)承認通知書(別記第2号様式)により申請者に通知する。

(承認の取消し)

第8条 知事は、まゆまろのデザインの使用がこの規程又は承認内容に違反していると認められた場合は、当該承認を取り消すことができる。

- 2 前項の承認の取消しは、まゆまろの使用承認取消通知書(別記第4号様式)により申請者に通知する。
- 3 前2項の規定により承認を取り消された者は、承認取消しの通知があった日以降、当該承認に係るまゆまろのデザインの使用、配布、掲示等をしてはならない。

(責任の制限)

第9条 前条の規定により、まゆまろのデザインの使用承認を取消した場合、使用承認を取り消された者又は第三者に損害が生じても、知事はその責めを負わない。

- 2 まゆまろのデザインの使用承認を受けた者がまゆまろのデザインの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、知事は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、まゆまろのデザインの使用に関して必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成24年4月27日から施行する。
- 2 この規程は、平成27年2月5日から施行する。

京都府広報監まゆまろのデザイン使用取扱規程第4条第2項の規定により別に定める件

京都府広報監まゆまろのデザイン使用取扱規程第4条第2項の別に定める期間を次のように定め、平成27年2月5日から施行する。

#### 期間

平成24年4月27日から平成31年3月31日まで